

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(理事長の報酬の特例)</p> <p>2 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間における理事長の給料の月額、第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同号の規定による額からその 100 分の 20 に相当する額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの額の算出の基礎となる給料の月額は、同号の規定による額とする。</p> <p>(1) 期末手当</p> <p>(2) 退職手当</p> <p>3 令和 4 年 6 月及び同年 12 月に支給する理事長の期末手当の額は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 10 に相当する額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。</p>	<p>(略)</p>	<p>・理事長の報酬について、規定による額からそれぞれ給料月額を 100 分の 20、期末手当を 100 分の 10 に相当する額を減じた額とするための改正</p>

令和 4 年 3 月 22 日
理事会
人事部

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

1 改正の趣旨

令和 4 年度について、理事長の報酬の特例を定めるため、役員報酬規程について所要の改正を行う。

2 改正の概要

理事長の給料の月額は、規定による額から100分の20に相当する額を減じた額とし、期末手当の額は、規定による額から100分の10に相当する額を減じた額とする。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日